

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年12月12日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月27日から平成24年1月23日まで縦覧に供する。

平成23年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北堀江2号水路地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上宮北地区	〃
香川町浅野土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 岡ノ上地区	〃
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 夫婦塚地区	〃
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 狸塚地区	〃
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 衣掛檀紙地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東山崎頭首工地区	〃
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大角地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三十六地区	〃
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 来栖地区	〃
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 横谷川地区	〃